

 MINOKAMO CITY

シン・下町ボス宣言

シン・イクボス宣言

目標 01 産後パパ育休の活用

子の誕生日から 57 日以内にする育児休業である産後パパ育休の取得率を 100%とする。

シン・イクボス宣言

目標 02 育児休業の取得促進

子の誕生日から 58 日以後 1 歳に達する日までの育児休業の取得率を 50%以上とする。

【参考】 育児休業の取得状況

(※平成29年イクボス宣言後)

	対象者	取得者	取得率
平成29年度	6	0	0.0%
平成30年度	8	1	12.5%
令和元年度	8	0	0.0%
令和2年度	14	1	7.1%
令和3年度	9	2	22.2%
合計	45	4	8.9%

MINOKAMO CITY
イクボス宣言

取得率

50%

以上

シン・イクボス宣言

目標 03 より出産に寄り添う

配偶者の出産に伴う出産休暇の範囲を7日間に延長し、対象者の取得率を100%とする。

【参考】配偶者の出産に伴う休暇

MINOKAMO CITY

シン・イクボス宣言

	対象者	取得者	取得率
令和2年度	14	11	78.6%
令和3年度	9	5	55.6%
令和4年度	7	7	100.0%
合計	30	23	76.7%



取得率

100%

MINOKAMO CITY

シン・イクボス宣言

目標 04 より積極的に育児

育児のための休暇について、対象者の年間
5日間の範囲での取得率を100%とする。

【参考】 育児のための休暇

MINOKAMO CITY

シン・イクボス宣言

	対象者	取得者	取得率
令和2年度	14	5	35.7%
令和3年度	9	2	22.2%
令和4年度	7	2	28.6%
合計	30	9	30.0%



取得率

100%

シン・イクボス宣言

目標 05 介護に寄り添う

対象家族の介護や世話のための
介護休暇の取得率を 100%とする。



美濃加茂市

MINOKAMO CITY

市長の育児休業等の取得

出産・育児に対する社会の理解を深めるきっかけとして



01

出産に伴う休暇及び産後パパ育休期間の 育児等のための休暇取得と時間確保

子の誕生日から 57 日以内に男性職員が取得可能な育児休業期間 4 週
間を 2 回に分け、それぞれの間に 3 日間の休暇を取得する。

また、当該期間は、リモートワークの積極的な活用と 17 時 15 分以降
の公務は極力行わないことで育児・家事のための時間を確保する。

02

育児休業相当期間の 育児のための休暇の取得

子の誕生日から 58 日以後 1 歳に達する日までの間、子どもの保育園行事等を優先し、積極的な育児のための休暇取得をする。

03

育児休業相当期間の 育児等のための時間の確保

子の誕生日から 58 日以後 1 歳に達する日までの間、月曜日から金曜日のいずれかの日に勤務時間の始め又は終わりに勤務しない時間を設け、育児・家事を行う。(1 日当たり 2 時間以内)



美濃加茂市

MINOKAMO CITY